

## 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社のもとに、それぞれの事業を継承した3つの株式会社とその3事業会社から窓口業務等を受託する郵便局株式会社の形で民営化・分社化されました。

当時、政府は郵政民営化について、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとしており、国民もそれを期待し、支持した経緯があります。

しかしながら、現状においては郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなるなどサービスの低下が指摘されています。

こうしたことは、特に公共交通機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービスを一体化するなど経営形態の見直しが求められています。

このままでは、地方の郵便局がなくなっていくことも心配されます。

よって、国におかれては、国民にとってより良いサービスが提供できる郵便局ネットワークを再構築するため、現在、国会で継続審議となっている「郵政改革法案」を速やかに成立させるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年10月4日

上田市議会議長 南 波 清 吾